

## 横手市議会基本条例 検証結果報告書（第2回）

### 1. はじめに

議会改革推進会議では、本市議会の最高規範である横手市議会基本条例（以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、条例に規定された各条文がその目的に合致しているか、また、私たちの議会活動が目的を達成するための活動になっているのか、計11回の会議を重ね、それぞれの委員が活発な意見交換をして検証を行った。

### 2. 検証の経過

区 分	開催日時	会議内容
第1回	平成27年 12月7日（月）	①正副委員長互選
第2回	平成28年 2月5日（金）	①議会基本条例の検証作業の進め方について
第3回	平成28年 4月15日（水）	①議会基本条例の検証作業の進め方について ②条例の検証作業（全文～第4条）
第4回	平成28年 5月13日（金）	①条例の検証作業（第4条～第11条）
第5回	平成28年 8月25日（木）	①条例の検証作業（第12条～第19条）
第6回	平成28年 10月18日（火）	①条例の検証作業の振り返り
第7回	平成29年 2月1日（水）	①検証作業スケジュール確認 ②条例の検証作業（継続検討事項） ③政務活動費支出基準の検証（第13条関係）
第8回	平成29年 3月10日（金）	①条例検証結果報告書について協議
—	平成29年 3月17日（金）	①議長に検証結果報告書を提出
—	平成29年 3月22日（水）	①全員協議会において、議会基本条例の検証結果を全議員に報告
第9回	平成29年 4月26日（水）	①行政視察の実施について ②条例の検証作業（継続検討事項・第2条関係）
第10回	平成29年 7月11日（火）	①条例の検証作業（継続検討事項・第2条、第3条、第12条、第15条関係）

—	平成29年 7月28日(金)	①「災害時における議会の対応」「議会改革の取組み」「議会運営」に関し、福島県郡山市議会と宮城県栗原市議会を視察研修
第11回	平成29年 8月31日(木)	条例の検証作業(継続検討事項・第2条)

### 3. 検証方法について

議会基本条例のすべての条文について、1条ごとに取り組み状況を確認し、課題や問題点を抽出した。これらを踏まえ、検証結果を「A 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく」「B 条文に従い、新たな取組みを検討する」「C 条文を改正する」「D その他」の4段階で評価を行った。

### 4. 検証結果について

平成29年3月17日に1回目の検証結果報告書を議長に提出し、平成29年3月22日の全員協議会において全議員にその内容を報告した。その際、新たな取り組みや改善を求める事項として11項目を提案し、議会運営委員会等で改善に向けた話し合いを行ってもらったところである。最終的な検証結果は、別添「議会基本条例検証シート(検証結果)」のとおりである。この度は、1回目の報告書提出以降の継続協議案件の協議内容について報告することとしたい。

#### (1) 委員会の情報公開のあり方について(第2条第1項)

極力開かれた委員会、市民にわかるような委員会にするために、情報公開のあり方について検討した。現在、本会議場で行う一般会計予算特別委員会や決算特別委員会はインターネット中継を行っているが、委員会室で行う会議のインターネット中継は、設備の問題から行っていない。それを可能とするためには、莫大な費用をかけて設備を整える必要があり、また、編集作業にもかなり時間がかかることから、これまで通り委員会室での中継は行わないこととした。委員からは「席に限りはあるものの中継ができない分、市民の皆さんに傍聴に来てもらう働きかけが必要ではないか」「本会議場で行う常任委員会の委員長報告、一般会計予算特別委員会・決算特別委員会の分科会長報告をホームページに掲載してはどうか」といった意見が出された。については、市議会のホームページやフェイスブックなどを活用し、市民の皆さんへの周知に努められるよう望むものである。なお、委員長報告・分科会長報告のホームページ掲載については、すでに実施されているため、この後も引き続き取り組んでいただきたい。

#### (2) 議員相互間の自由討議の運用について(第2条第3項、第3条第1項)

議員相互間の自由討議の運用に関する素案を次のようにまとめた。明文化にあたっては、議会基本条例の運用基準を新たに設け、その中に記載するよう望むものであり、改選後の議会改革推進会議において引き続き検討を行っていただきたい。

### 【議員相互間の自由討議の運用（素案）】

- ①議員相互間の自由討議（以下「議員間討議」という。）は、本会議又は委員会において行い、議員又は委員の申し出により、議長又は委員長（以下「議長等」という。）が判断し、休憩せずに行う。ただし、議長等が必要と認める場合は、休憩して行う。
- ②議員間討議は、質疑の後、討論の前に行うものとし、議員間討議後の質疑は行わないものとする。ただし、議長等が必要と認める場合はこの限りでない。
- ③議長等は、議員間討議の間、市長及び執行機関の長並びに説明員（以下「市長等」という。）を退席させることができる。
- ④発言者は、議長等が指名するものとする。
- ⑤議員間討議を行う場合、市長等は発言に加わらない。ただし、議長等から発言を求められた場合及び議長等から許可を得た場合はこの限りでない。
- ⑥議員間討議の発言回数、発言時間は、議長等の裁量とする。
- ⑦議員間討議の終結は、議長等が決定する。

### （３）議員特別研修費の運用について（第３条第１項第２号）

議員特別研修費は、費用弁償と負担金あわせて１人１０万円の範囲としているが、委員から「１０万円未満で研修を終えた場合、余った分を議員間で融通し合えるようにしてはどうか」との意見があった。融通する範囲を会派間にするか、議員間とするか、融通する金額をどの程度まで認めるかなど、具体的なやり方は、改選後の議会改革推進会議において検討していただきたい。

### （４）重要な議案に対する態度表明のあり方について（第５条第３項）

横手市議会では、賛否が分かれた議案等は、議会だよりやホームページで賛否一覧表を掲載して議員の態度表明結果をお知らせしているところであり、この取り組みは今後も継続していただきたい。なお、委員からは「議員の賛否の態度が市民にわかるよう、例えば無記名投票は避けるなど、態度表明に関し一定のルール作りが必要ではないか」といった意見があった。しかしながら、今任期中で方向性を見出すことはできなかつたため、改選後の議会改革推進会議において引き続き検討していただきたい。

### （５）反問権の運用について（第８条第３項）

反問権の運用に関する素案を次のようにまとめた。明文化にあたっては、議会基本条例の運用基準を新たに設け、その中に記載するよう望むものであり、改選後の議会改革推進会議において引き続き検討を行っていただきたい。なお、委員からは「反問権を行使する際、議長等の許可を必要とするかどうかも協議し、反問権を使いやすいようにしてもらいたい」といった意見も出された。

### 【反問権の運用（素案）】

- ①反問は、質疑及び質問に対して行うことができる。
- ②反問には、単に語句を聞き直す程度のものの他、議員の考え方を質すもの、対案の提示

を求める反論を含むものとする。

- ③反問できる回数は、議長及び委員長（以下「議長等」という。）の裁量とする。
- ④反問及び反問に対する答弁に要する時間は、質問の持ち時間を含むものとする。
- ⑤議長等は、反問の内容がそぐわないと認めるときは注意し、なお従わない場合は反問を制止することができる。
- ⑥本会議で反問権を行使できるのは、市長、副市長、教育長とし、反問権を行使しようとするときは、議長の許可を得るものとする。
- ⑦委員会で反問権を行使できるのは、市長、副市長、教育長、部長とし、反問権を行使しようとするときは、委員長の許可を得るものとする。
- ⑧反問された議員又は委員は、反問に対し答弁しなければならない。

#### （６）一般会計予算審議のあり方について（第１２条）

現在、一般会計予算の歳入審査は、すべて総務文教分科会に付託して行っているところだが、委員からは、「歳入・歳出を一体として審査できるよう付託の方法を研究してはどうか」といった意見があった。しかしながら、今任期中で方向性を見い出すことはできなかつたため、改選後の議会改革推進会議において引き続き検討を行っていただきたい。

#### （７）常任委員会等の行政視察のあり方について（第１２条）

常任委員会や特別委員会が視察を行うときは、１人当たり１０万円の予算の範囲内で行っているところである。議会改革推進会議では、視察のあり方が現状のままでよいか、予算と回数について検討を行った。その結果、これまで通り１人１０万円を上限とし、年１回行うこととするが、１人当たりの上限額や実施回数は今後検討が必要であるとの結論に至った。

#### （８）議員定数・議員報酬について（第１５条）

議員定数・議員報酬については、「半年や１年で議論するのではなく、４年間の任期の中で次の改選期を見据え、時間をかけて議論する必要があるのではないか」といった意見や、「議員報酬は、合併後、一度も改定を行っておらず、そもそも現在の報酬額が妥当か」といった意見が委員からあった。しかしながら、今任期中で結論を導き出すことはできなかつたため、改選後の議会改革推進会議において引き続き検討していただきたい。

### ５．おわりに

今年３月に議会改革推進会議から１１項目の提案を行い、その後、所管委員会等で取扱いについて検討していただいた。その結果、「一問一答方式」の試行導入や、会議開会中の自由討議の実施、政務活動費運用指針の改定など、さまざまな改善がなされたことは改革の大きな前進であり、ご理解いただいた議員各位に感謝を申し上げる。

しかしながら、社会情勢や市民ニーズの変化には柔軟な対応が求められることから、改選後の横手市議会においても改革の歩みを止めることなく、これまで以上に市民に信頼され、開かれた議会となるよう強く望み報告とする。